

五霞町行政改革運営プラン(集中改革プラン)を策定しました

本町では、平成16年3月に策

定した「五霞町行政改革の方向付け」を基に行政改革を進めて参りましたが、この度、総務省から全国の地方公共団体に対して「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示されました。

指針の主なる内容は、平成17年度から21年度までを期間とする行政改革の具体的な取り組みを、住民に分かりやすく明示した計画「集中改革プラン」の作成を示したもので、計画期間を平成17年度から21年度の5か年とし、次の事項を盛り込むこととされています。

- ・ 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ・ 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用含む)

五霞町行政改革運営プラン



- ・ 職員数の適正化
- ・ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- ・ 第3セクターの見直し
- ・ 経費削減の財政効果
- ・ 住民参画の推進
- ・ 職員の削減(4.6%以上)

そこで町では、その内容を踏まえた取組方針及び計画をまとめ、さらにこれまでの町行政改革大綱及び行政改革推進プラン等を一元化した新たな「五霞町行政改革運営プラン」(以下「運営プラン」)を策定しました。このプランは、組織プラン、事務事業プラン、コミュニケーションプランの3つの柱からなる計画です。

運営プランの3つの柱

組織プラン

役場の組織機構も、これまでに課・係の統合や再編を行ってきましたが、今後、住民サービスへの影響を踏まえながら組織のスリム化を図ります。また、更なる職員のレベルアップを図るための環境づくりを進めます。役場組織の見直し(グループ制の導入等)

- ・ 職員の削減(平成17年度から21年度の5年間に職員20人の削減を目標とする)(17%削減)
- ・ 各審議会・委員会等の見直し(類似組織の再編・男女比率の見直し)
- ・ 職員の各種手当の見直し
- ・ 特別職給与の見直し(町長30%削減、収入役・教育長10%削減、その他の特別職5%削減)
- ・ 時間外勤務の縮減(毎週水曜日ノー残業デーの実施)
- ・ 職員勤務評定制度の導入
- ・ 職員提案制度の活性化

事務事業プラン

新たな時代の変化に伴い、住民ニーズに的確に対応するため、

行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮し、事務事業の見直しを行います。

- ・ 行政評価の実施(評価シートを用いた事務事業評価導入を目指す)
- ・ 補助金の見直し(補助金政策による公募制補助金を導入する)
- ・ 物件費の削減(内部管理経費の削減)
- ・ 町単独事業の見直し
- ・ 事務事業のサンセットルール
- ・ 公有財産のリース化(公用車・事務機のリース)
- ・ 特別会計、企業会計への繰出金の抑制
- ・ 上下水道料金の見直しの検討
- ・ 施設維持管理業務の見直し(契約制度の見直しにより管理費節減を図る)
- ・ アウトソーシングの活用(指針を策定し適正化を図る)

指定管理者制度の導入(平成17年4月より「道の駅、ごか」を、平成18年4月より「福祉センターひばりの里」をそれぞれ指定管理制度の導入を行った)

コミュニケーションプラン

住民参画の推進に向けた環境づくりを行い、協働型社会の構築を図ります。

- ・ 住民活動の育成支援及び情報提供
 - ・ 政策形成への住民の参加
 - ・ 協働の推進
 - ・ 行政区の育成支援
 - ・ 住民参加条例の制定(住民参加のルールを定め従来以上の参加促進を図る)
- この運営プランの詳細については、町ホームページでご覧いただけます。今後もプランの取組について随時、公表して参ります。

お問い合わせ
企画調整課
☎(84)1111(内線226)

サンセットルール
事業等に期限を設け、期限が過ぎたら自動的に廃止する方式をいう。
アウトソーシング
事務事業のある部分を外部へ委託すること。